

## 「改正児童館ガイドライン（仮称）」の理解を促すための調査研究 概要

### －「児童館ガイドライン」（平成 30 年 10 月）を理解するための確認ツールの開発－

本調査研究では、「児童館ガイドライン」の活用状況等を把握・整理するとともに、関連法令・通知、先行研究の成果等を踏まえたうえで、『児童館ガイドライン』を理解するための確認ツール（以下、「確認ツール」という。）を開発した。

### 「児童館ガイドライン」活用実態調査

2018(平成 30)年 7 月豪雨により災害救助法の適用を受けた全国 11 府県にある 65 市 38 町 4 村を除く、全国の市区町村(1,634 団体)の児童館を所管する部署並びに、同市区町村管内の公設民営児童館の運営団体本部(各市区町村につき 1 団体)を対象とした。

調査基準日 特に指定した設問を除き、2018(平成 30)年 9 月 1 日現在

回収 市区町村(自治体) 1,139/1,634 団体(69.7%) \*1

公設民営児童館運営団体本部 234 団体 \*2

調査項目 児童館ガイドラインの活用状況、児童館運営に係る評価の実施状況等

\*1 市区町村(自治体)は、管内における公設公営児童館の状況について回答を得た。

\*2 市区町村における公設民営児童館の設置有無に関する統計データがないため、調査対象数ならびに回収率は算出不可。

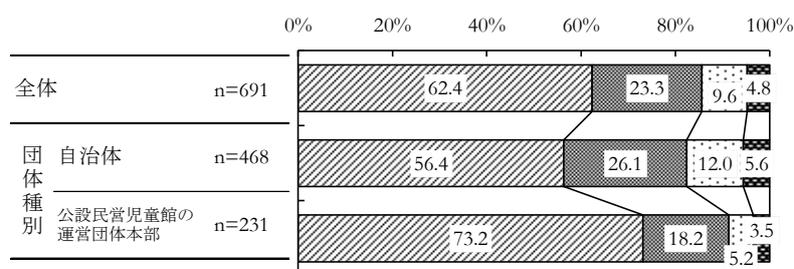
#### 【調査結果からわかったこと】

##### ◇ 「児童館ガイドライン」（2011（平成 23）年版【廃止】）の認知状況

－『児童館ガイドライン』を読んだことがあり、内容まで理解している」が 62.4%で最も高い。

－回答者の団体種別ごとにみると、『児童館ガイドライン』を読んだことがあり、内容まで理解している」と回答した割合は、自治体が 56.4%、公設民営児童館の運営団体本部が 73.2%と、民間団体が運営する公設民営児童館のほうが自治体(公設公営児童館)よりも「児童館ガイドライン」を理解しているとする割合が高い。

「児童館ガイドライン」の認知状況 (SA)



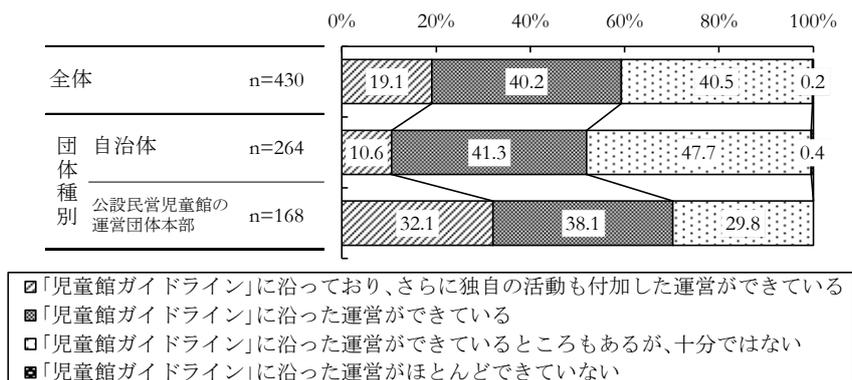
- 「児童館ガイドライン」を読んだことがあり、内容まで理解している
- 「児童館ガイドライン」を読んだことがあるが、内容までは理解できていない
- 「児童館ガイドライン」の名前を聞いたことはあるが、読んだことはない
- 児童館ガイドラインを知らない(名前を聞いたことがない)

##### ◇ 「児童館ガイドライン」に沿った児童館運営の実施

－『児童館ガイドライン』に沿った運営ができているところもあるが、十分ではない」が 40.5%、次いで『児童館ガイドライン』に沿った運営ができている」が 40.2%、「『児童館ガイドライン』に沿っており、さらに独自の活動も付加した運営ができている」が 19.1%。

－回答者の団体種別ごとにみると、公設民営児童館の運営団体本部は「『児童館ガイドライン』に沿った運営ができている」(38.1%)と回答した割合が最も高く、自治体(公設公営児童館)は「『児童館ガイドライン』に沿った運営ができているところもあるが、十分ではない」(47.7%)が最も高い。

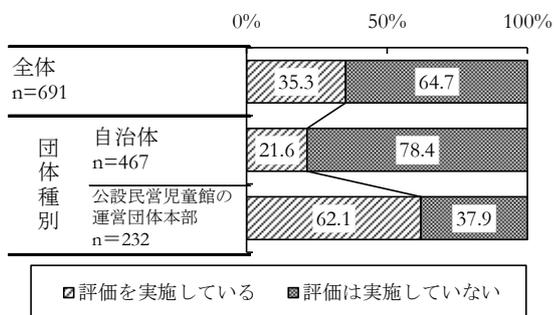
### 「児童館ガイドライン」に沿った児童館運営の実施状況（SA）



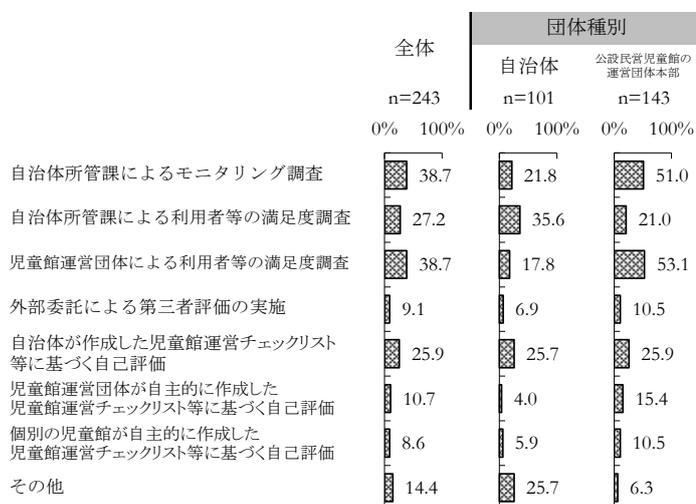
#### ◇ 児童館活動に関する評価の実施状況

- 「評価を実施している」割合は、自治体（公設公営児童館）で 21.6%、公設民営児童館の運営団体本部で 62.1%と、公設公営児童館より公設民営児童館で高い。
- 評価方法は、「自治体所管課によるモニタリング調査」および「児童館運営団体による利用者等の満足度調査」と回答した割合が 38.7%で最も高い。団体種別ごとにみると、公設民営児童館の運営団体本部は「児童館運営団体による利用者等の満足度調査」が 53.1%、「自治体所管課によるモニタリング調査」が 51.0%と高く、指定管理者のモニタリング調査や事業評価の一環として児童館の運営・活動に関する評価が実施されているところが多いことがうかがえる。

#### 児童館の活動・運営に関する評価の実施状況（SA）



#### 具体的な評価方法（MA）

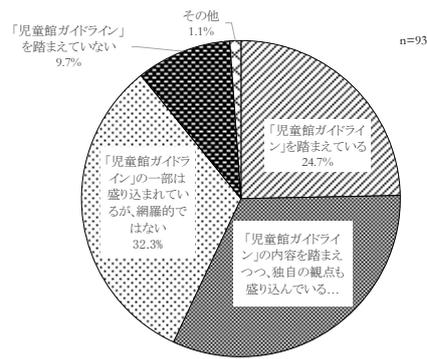


#### ◇ 児童館の活動に関する評価で使用している「チェックリスト」\*3

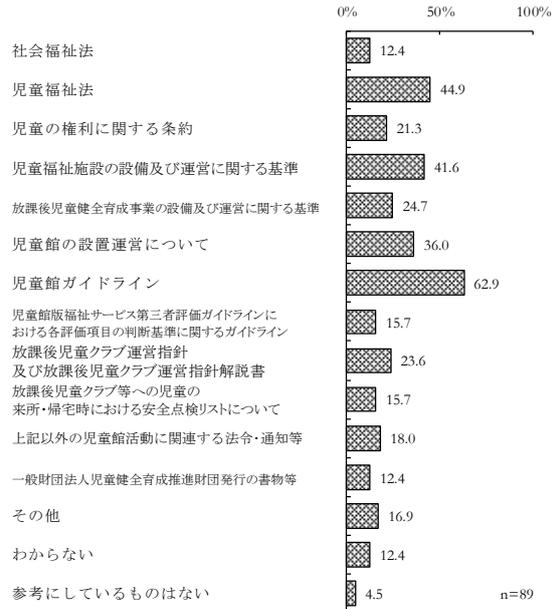
- 「チェックリスト」の内容は、「『児童館ガイドライン』の内容を踏まえつつ、独自の観点も盛り込んでいる」および「『児童館ガイドライン』の一部は盛り込まれているが、網羅的ではない」と回答した割合がそれぞれ 32.3%、次いで「『児童館ガイドライン』を踏まえている」が 24.7%、「『児童館ガイドライン』を踏まえていない」が 9.7%。
- 参考とした法令・資料等としては、「児童館ガイドライン」が 62.9%で最も高く、次いで「児童福祉法」が 44.9%、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」が 41.6%となっている。「チェックリスト」の初回作成時期や直近の更新・改定時期が 2011（平成 23）年以降であるとする回答が多かったことと重ね合わせると、内容面についても「児童館ガイドライン」が影響しているのではないかと推察される。

\*3 本調査では、「チェックリスト」を「児童館の運営・活動に関する自己評価の際に利用するツール」と定義している。たとえば、「自己評価表」、「自己点検表」、「運営指針」、「チェックリスト」、「マニュアル」等が該当し、必ずしも一般的なチェックリストに限定するものではない。

「チェックリスト」と「児童館ガイドライン」関係性 (SA)



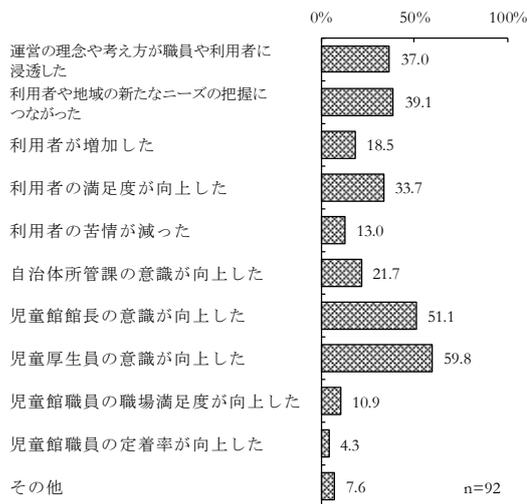
「チェックリスト」作成時に参考とした法令・資料等 (MA)



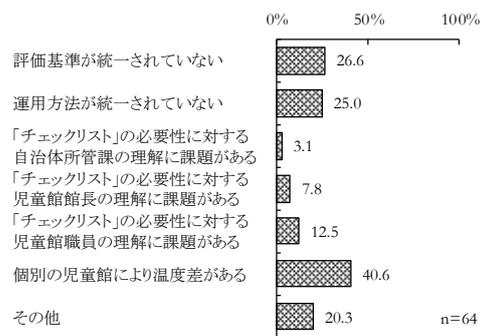
◇ 「チェックリスト」活用の効果と課題

- 効果は、「児童厚生員の意識が向上した」と回答した割合が 59.8%と最も高く、次いで「児童館館長の意識が向上した」が 51.1%、「利用者や地域の新たなニーズの把握につながった」が 39.1%、「運営の理念や考え方が職員や利用者浸透した」が 37.0%。
- 「チェックリスト」を活用することは、児童館館長及び児童厚生員の意識向上、利用者や地域の新たなニーズ把握につながるなど、児童館の館長・児童厚生員など児童館運営者側への効果が高いと考えられる。
- 課題は、「個別の児童館により温度差がある」が 40.6%で最も高く、次いで「評価基準が統一されていない」が 26.6%、「運用方法が統一されていない」が 25.0%。

「チェックリスト」活用による効果 (MA)



「チェックリスト」の活用における課題 (MA)



## 「児童館ガイドライン」の運営・実践における活用状況に関する取組事例調査

「児童館ガイドライン」活用実態調査より、児童館の運営や活動状況を把握・評価等している団体(自治体又は児童館運営団体)を抽出し、その具体的な取組内容等をお伺いし、2018(平成 30)年 10 月に発出された「児童館ガイドライン」を理解するための確認ツールの開発や活用方法の検討に役立てることを目的として、ヒアリング調査を実施した。

調査実施期間	2018(平成 30)年 10 月～11 月
調査対象機関	4 件(地方自治体 2 件、児童館運営団体 2 件)
調査項目	「児童館ガイドライン」を踏まえたチェックリスト等の内容、作成方法、評価方法、結果の活用方法等

### 【調査結果からわかったこと】

#### ◇ 児童館を自治体の計画や業務プロセス等に明確に位置づけることによる積極的な児童館施策推進の重要性

一調査対象とした 2 つの自治体では、市の条例に基づき設置される委員会で児童館施策について議論がなされていたり、市の基本計画の重点プランのひとつとして児童館施策が盛り込まれるなど、いずれも市政のなかで児童館を重要な拠点として位置づけていることが明らかとなり、自治体における主体的で、計画的な児童館施策の推進が、まずは重要な観点のひとつとして考えられる。

#### ◇ 「児童館ガイドライン」に基づく運営が実現されていくような仕組みづくりの有効性

一調査対象団体では、日々の実践での気付きや、業務計画策定、活動の振り返り等において、「児童館ガイドライン」に基づく運営が実践されていくような仕組み、業務プロセスを自治体所管課や児童館運営本部が中心となって整備していた。一方で、○×等による評価を目的とした、いわゆる「チェックリスト」を活用しているところはない。1 団体は 2017(平成 29)年度までは評価シートを活用していたが、○をとることが目的化したり、チェック項目では測れない取組の把握や評価ができないこと等の課題があり、2018(平成 30)年度より活用を中止している。

一児童館の日々の実践を評価し、「児童館ガイドライン」の考え方に則った運営が現場で実践されるようにしていくには、いわゆる「チェックリスト」ではなく、館長や児童厚生員が日々の活動や計画立案等のなかで、「児童館ガイドライン」の考え方を身につけ、実践されていくような仕組みを構築することが有効であると考えられる。

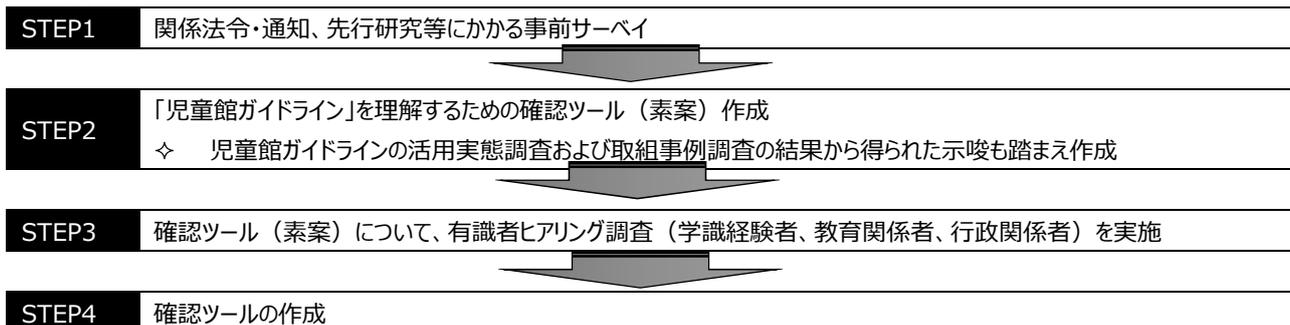
#### ◇ 現場の実践において「児童館ガイドライン」を日頃より意識できる環境づくり・働きかけの有効性

一館長が立案する年間計画で「児童館ガイドライン」を意識した計画とすることが求められていたり、非常勤職員を含めた全職員に配布する冊子のなかで、子どもの権利や児童福祉法の理念、「児童館ガイドライン」の考え方が伝わるように工夫されているなど、館長や児童厚生員が「児童館ガイドライン」に則った運営ができるようにするための環境づくりや働きかけが仕組みとして構築される事例が複数みられ、その有効性を確認した。

## 「児童館ガイドライン」を理解するための確認ツールの開発

2018(平成 30)年 10 月に発出された「児童館ガイドライン」の内容が全国の自治体や児童館関係者等に理解され、また同ガイドラインが有効に活用されるよう、確認ツールを開発した。

### 【作成手順】



## 【『児童館ガイドライン』を理解するための確認ツール』の概要】

### ◇ 主な利用者と構成

ー主な利用者は、直接児童館の運営に携わる方々と現場で働く児童厚生員を想定。ただし、自治体の児童館所管課、児童館運営団体本部、児童館長など、様々な立場の方にとっても活用可能なものとした。

ーです・ます調の平易な文章にするとともに、冊子として印刷しやすいレイアウトでの構成とした。

### 目次構成

はじめに
第1部 「児童館ガイドライン」を知る
1. 「児童館ガイドライン」のポイント
2. 「児童館ガイドライン」の構造的理解
第2部 児童館の活動を振り返る
1. 確認ツールの構成と使い方
2. 確認ツール
(1)理念・目的・施設特性（ガイドライン第1章に対応）
(2)子どもの発達理解（ガイドライン第2章に対応）
(3)施設運営（ガイドライン第5章、第6章、第7章に対応）
(4)児童館の実践（ガイドライン第3章、第4章、第8章に対応）
おわりに
参考「児童館ガイドライン」（平成30年10月1日子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知 別紙）

## 【『児童館ガイドライン』を理解するための確認ツール』の特徴】

### ◇ 「児童館ガイドライン」の構造的理解について解説

ー「児童館ガイドライン」は、各章を個別に読み解くのではなく、有機的に関連させてひとつの概念として構造的に理解することが重要との観点から、「児童館ガイドライン」の構造を示した。

### 「児童館ガイドライン」の構造



#### A 第1章総則と他の章との関係

【第1章 総則】は、「児童館ガイドライン」全編を通じた基本的な考え方を示すものであるため、「児童館ガイドライン」全体にかかるイメージとして、グレーで全体を覆っている。さらに、「子どもの発達理解」や児童館の「施設運営」及び「実践」のすべてに関係していることを明示するために、「第1章 総則」からそれぞれに向かって矢印を記している。「子どもの発達理解」と「施設運営」、「実践」は、「第1章 総則」の上に成り立つものであるが、それぞれから得られた教訓をもとに【第1章 総則】で示されている内容を豊かにすることに役立てていく視点も必要であることから、双方向の矢印で示している。

#### B 「子どもの発達理解」と「施設運営」「実践」との関係

【子どもの発達理解】は、「施設運営」及び「実践」をしていくにあたって、理解しておくべき知識である。児童館運営の基礎知識としてだけでなく、施設運営や活動の実践のなかでの新しい気づきを知識として還元し、児童館職員等の間で共有されていくことが期待されるため、双方向の矢印で示している。

#### C 「施設運営」と「実践」との関係

【実践】は、「施設運営」の上に成り立つものであって、「実践」から得られた教訓をもとに【施設運営】の見直し等に役立てていく視点も必要であることから、双方向の矢印で示している。

(資料)「児童館ガイドライン」(平成30年10月1日子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)をもとに、みずほ情報総研株式会社作成。

◇ 「児童館ガイドライン」の構造に即したツールの開発

ー「児童館ガイドライン」の構造に則して、点検・振り返りに役立てられる形態を模索、開発した。

確認ツールの構成及び役割と「児童館ガイドライン」の構造比較

確認ツールの目次構成		確認ツールの説明
2.(1)理念・目的・施設特性		◇ 「児童館ガイドライン」に示されている内容が実現できているか、職員全員に理解されているか等、実態やレベル感を確認できるもの。
2.(2)子どもの発達理解		◇ そのため、それぞれの判断基準に照らして、自らの児童館がどの段階にあるのか、状況を確認できるよう基準を提示。
2.(3) 施設 運営	職員の役割	◇ 各児童館で、職員の業務や運営管理のあり方、子どもの安全対策・衛生管理の現状を点検できるもの。
	運営と安全管理	◇ そのため、各着眼点について、どのような観点から振り返りを行うのか、「児童館ガイドライン」の記述より「振り返り項目」を整理。 ◇ さらに、主要な関連法令や通知等を参考情報として掲載。
2.(4) 実践	児童館の活動	◇ 各児童館で振り返りや今後の改善方策を検討する際の参考として、「確認のポイント」を整理。
	地域の実情に応じた 関係構築	◇ 検討する際の確認メモ欄として「振り返り」と「改善のアイデア」欄を設ける。

【実施体制】（敬称略、◎は座長、○は委員）

氏名	所属	検討会	WG
植木 信一	新潟県立大学 人間生活学部子ども学科 教授	◎	◎
阿南 健太郎	一般財団法人児童健全育成推進財団 総務部 部長		○
國重 晴彦	公益社団法人京都市児童館学童連盟 常務理事・健全育成子育て支援統括監	○	
中村 かおり	大阪人間科学大学 人間科学学部子ども学科 講師	○	
野中 賢治	一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室長	○	○
山城 康代	一般社団法人りあん 代表理事/沖縄県うるま市みどり町児童センター 館長	○	

【厚生労働省（オブザーバー）】

氏名	所属
佐藤 晃子	厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課 健全育成推進室 児童健全育成専門官

【事務局】

氏名	所属
野中 美希	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 チーフコンサルタント
初見 歌奈子	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 コンサルタント
杉田 裕子	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 リサーチャー
井場 佳奈枝	みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

児童館および行政事務担当者の皆様には、アンケート調査並びにヒアリング調査にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございました。